

北海道公立高校生等奨学給付金の申請について

- ◎「奨学給付金」は返還する必要のない「給付金」です。
- ◎授業料が実質無償となる「就学支援金」とは異なる制度です。
- ◎「奨学給付金」の給付対象の方は、別途申請手続きが必要となります。
申請書類をお渡ししますので、事務室までお越しください。

1 給付対象

以下の3つの条件に該当する方が給付の対象です。

- ・ 令和5年(2023年)7月1日現在、**高校1年から4年までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等**。
 - ・ 保護者等全員の**道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助」が措置されている世帯**。
 - ・ 生徒が高等学校等就学支援金・学び直し支援金の支給対象であること。
- ※ 「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」による給付金の給付を受けている場合は給付対象外となります。

2 給付金額

生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300円
市町村民税等所得割額が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	117,100円
市町村民税等所得割額が非課税で15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	143,700円

3 申請方法

- ・ 申請書等を記入し、必要に応じて添付書類とともに学校に提出していただきます。
- ・ 給付対象の方には申請書類をお渡ししますので、事務室(011-251-0229)までご連絡ください。
- ・ **申請書類提出期限 : 8月16日(水)**

4 支給方法

- ・ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ・ 支給は令和5年(2023年)12月下旬までを予定していますが、審査等により前後する場合があります。

※ 「新入生への早期支給の制度」について

入学時の費用等で特に負担の大きい新入生に対し、早期支給(11月下旬頃支給予定)の制度があります。この制度を利用する場合は、保護者(親権者)等全員分の収入関係書類の提出が必要となります。また、**申請書類の提出期限が7月24日(月)まで**となりますので、早期給付を希望される場合はお早めに事務室までご連絡ください。早期給付を希望しない場合の申請書類提出期限は、上記のとおり8月16日(水)であり、原則添付書類の提出を省略することができます。

5 家計急変世帯を対象とした奨学給付金制度

- ・ 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められる場合、奨学給付金の支給対象となります。7月1日以前に家計急変した場合の申請書類提出期限は上記の通りですが、7月2日以降に家計急変した場合については締切日以降も随時申請することができますので、至急ご連絡ください。